

## 不妊対策推進事業の拡充について

	国・道 制度		鷹栖町 制度	
	【現行】	【改正】	【現行】	【改正案】
対象	妻の年齢が43歳未満の夫婦	事実婚のカップルを追加	妻の年齢が43歳未満の夫婦	変更なし
治療法の対象	体外受精・顕微授精 (特定不妊治療)	体外受精・顕微授精 (特定不妊治療)	一般不妊治療・特定不妊治療	変更なし
内容	1回15万円(初回30万円) 40歳未満:通算6回 40~43歳未満:通算3回	1回30万円(初回30万円) 子ども1人あたり 40歳未満:6回 40~43歳未満:3回	一般不妊治療:1年度あたり5万円 特定不妊治療:1回の治療あたり 上限額15万円(ただし道の助成額を除いた額を助成) 43歳までに通算6回	一般不妊治療:変更なし 特定不妊治療:1回の治療あたり (額については変更なし) 43歳までに子ども1人あたり6回
制限	夫婦合算で730万円未満	なし	なし	変更なし
男性不妊治療	1回15万円(初回30万円)	30万円	1回15万円(特定不妊治療助成と同時申請が原則)	変更なし
不妊治療	1回10万円【道】		なし	1回10万円 (道の助成額を除いた額を助成)

\* 全世代型社会保障検討会議の最終報告で、関係学会が本年夏頃にガイドラインを作成。それを踏まえ中央社会保険医療協議会で保険適用の保険適用の対象とする不妊治療の範囲などを検討し、R4年度からの保険適用を目指している。